**蜜蜂飼育届等養蜂に係る情報の提供について**

　　蜜蜂飼育届をご提出いただく蜜蜂飼育者各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　滋賀県農政水産部畜産課

　日頃は滋賀県の農政水産行政に対し格別のご理解ご協力をいただきありがとうございます。

　蜜蜂飼育届の提出にあたっては、適正な蜂群配置および防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、届出事項について関係者（蜜蜂飼育者、市町、その他都道府県）への情報提供が必要となる場合があります。

地域の蜜源量に応じた蜂群飼育と他の蜜蜂飼育者との協調が重要となることから、その地域における飼育実績や当該年の飼育計画に基づき調整を行うことが必要となることから、蜜蜂飼育届や転飼許可申請の情報を各農業農村振興事務所農産普及課において他の蜜蜂飼育者にご提供することで、蜜蜂飼育者間で自主的に調整を図っていただけるよう、蜜蜂飼育者氏名と連絡先の情報提供についてご意向を伺います。承諾書については、**飼育届と併せて全員提出をお願いします**。

【内容】

　（１）県は、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他養蜂の振興に必要

な範囲においてのみ蜜蜂飼育届の個人情報を利用します。

（２）**次の情報は、ご意向にかかわらず蜜蜂飼育者に提供します。**

　　　　・蜜蜂飼育者の有無 　　 　　当該地域、当該期間における蜜蜂飼育者の有無

例

　・飼育群数の範囲 　 　　　１０～５０群の間

　　※飼育箇所の地番など飼育場所が特定される内容や、具体的な飼育群数は提供しません。

（３）**次の情報について、蜜蜂飼育者への提供に承諾されるかお伺いします。**

**（　別紙　により、蜜蜂飼育届と併せてご提出ください）**

　　　　・蜜蜂飼育者氏名　　　　　　　　　　大津蜂郎

例

　　　　・連絡先　　　　　　　　　　　　　　077-000-0000

【蜜蜂飼育者への提供方法】

蜜蜂飼育者が、蜜蜂の転飼をしようとするに当たって、各農業農村振興事務所農産普及課において閲覧することができます。提供期間および時間は、県が業務を行う日の勤務時間内とします。

【その他】

　県は、蜜蜂飼育者が不当に不利益を被る恐れがあることや、養蜂振興に関わらない理由による情報提供請求と判断した場合は、情報提供しないこととします。

　また、県は転飼にあたって蜜蜂飼育者間で自主的に調整を図るようお願いしていますが、調整時に同意に至らなかった場合、不同意の理由（蜜源等の状況から不同意とする等）を相手方に明示するようお願いします。

【（２）蜜蜂飼育届等養蜂に係る情報の提供についての承諾書】

別紙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年(2024年)　月　日

　　滋賀県知事　三日月　大造　様

　　　　 　　　　　　　　　　　 　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　氏名　　　　　　　　　　　　　(印)

蜜蜂飼育届等養蜂に係る情報の提供について

　　　養蜂振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫等）を目的とした情報提供について、

下記のとおり回答します。

記

　　飼育届に記載いただいた蜜蜂飼育者氏名および連絡先を、蜂群の配置調整等養蜂

振興の調整のために他の蜜蜂飼育者に提供することについて

・　承諾する　（ 　　 ）

・　承諾しない（ 　　　 ）

　　　※いずれかに○印をご記入下さい。

その他特に留意すべき事項があればご記入下さい。

注）本情報について、蜜蜂飼育者が不当に不利益を被る恐れがあることや、養蜂振興に関わらない理由による情報提供請求と判断した場合は、蜜蜂飼育者を特定できる情報提供はしないこととします。